

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

7-103 消火器

7-103-1 装備要件

次の自動車には、消火器を備えなければならない。(保安基準第47条第1項関係)

- ① 火薬類(7-112-1(2)に掲げる数量以下のものを除く。)を運送する自動車(被牽引自動車を除く。)(保安基準第47条第1項第1号)
- ② 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第3に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車(被牽引自動車を除く。)(保安基準第47条第1項第2号)
- ③ 次表に定める品名及び数量以上の可燃物を運送する自動車(被牽引自動車を除く。)(保安基準第47条第1項第3号関係、細目告示第71条第1項関係、細目告示第149条第1項関係)

品名	数量 (kg)
ア 油紙類及び油布類	750
イ 副蚕糸	750
ウ 油かす	2,000
エ 可燃性固体類	1,500
オ 可燃性液体類	2,000
カ 綿花類	2,000
キ 木毛	2,000
ク わら類	2,000
ケ 合成樹脂類	2,000
コ マッチ	150

- ④ 150kg以上の高圧ガス(可燃性ガス及び酸素に限る。)を運送する自動車(被牽引自動車を除く。)(保安基準第47条第1項第4号)
- ⑤ ①から④までに掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車を牽引する牽引自動車(保安基準第47条第1項第5号)
- ⑥ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第18条の3第1項に規定する放射性輸送物(L型輸送物を除き、同条第2項に定めるIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物を含む。)を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則(昭和52年運輸省令第33号)第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号)第3条に規定する核燃料輸送物(L型輸送物を除く。)若しくは同令第11条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則(昭和53年運輸省令第72号)第19条の規定により運送する場合に使用する自動車(保安基準第47条第1項第6号)
- ⑦ 乗車定員11人以上の自動車(保安基準第47条第1項第7号)
- ⑧ 乗車定員11人以上の自動車を牽引する牽引自動車(保安基準第47条第1項第8号)
- ⑨ 幼児専用車(保安基準第47条第1項第9号)

7-103-2 性能要件(視認等による審査)

7-103-1に掲げる自動車に備える消火器は、運送物品等の消火に適応することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充填量、構造、取付位置等に関

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査(改造等による変更のない使用過程車)

8-103 消火器

8-103-1 装備要件

次の自動車には、消火器を備えなければならない。(保安基準第47条第1項関係)

- ① 火薬類(8-112-1(2)に掲げる数量以下のものを除く。)を運送する自動車(被牽引自動車を除く。)(保安基準第47条第1項第1号)
- ② 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第3に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車(被牽引自動車を除く。)(保安基準第47条第2項)
- ③ 次表に定める品名及び数量以上の可燃物を運送する自動車(被牽引自動車を除く。)(保安基準第47条第1項第3号関係、細目告示第227号第1項関係)

品名	数量 (kg)
ア 油紙類及び油布類	750
イ 副蚕糸	750
ウ 油かす	2,000
エ 可燃性固体類	1,500
オ 可燃性液体類	2,000
カ 綿花類	2,000
キ 木毛	2,000
ク わら類	2,000
ケ 合成樹脂類	2,000
コ マッチ	150

- ④ 150kg以上の高圧ガス(可燃性ガス及び酸素に限る。)を運送する自動車(被牽引自動車を除く。)(保安基準第47条第1項第4号)
- ⑤ ①から④までに掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車を牽引する牽引自動車(保安基準第47条第1項第5号)
- ⑥ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第18条の3第1項に規定する放射性輸送物(L型輸送物を除き、同条第2項に定めるIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物を含む。)を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則(昭和52年運輸省令第33号)第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号)第3条に規定する核燃料輸送物(L型輸送物を除く。)若しくは同令第11条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則(昭和53年運輸省令第72号)第19条の規定により運送する場合に使用する自動車(保安基準第47条第1項第6号)
- ⑦ 乗車定員11人以上の自動車(保安基準第47条第1項第7号)
- ⑧ 乗車定員11人以上の自動車を牽引する牽引自動車(保安基準第47条第1項第8号)
- ⑨ 幼児専用車(保安基準第47条第1項第9号)

8-103-2 性能要件(視認等による審査)

8-103-1に掲げる自動車に備える消火器は、運送物品等の消火に適応することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充填量、構造、取付位置等に関

<p>第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査</p> <p>し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第47条第2項関係、細目告示第71条第2項関係、細目告示第149条第2項関係)</p> <p>① 7-103-1①から⑤までに掲げる自動車に備える消火器は、次表において対象運送物品の消火に適応するものとされるものでなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び軽自動車にあつては、当該適応消火器の充填量を②アからオまでに掲げる量とすることができる。</p>	<p>第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査(改造等による変更のない使用過程車)</p> <p>し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第47条第2項関係)</p> <p>① 8-103-1①から⑤までに掲げる自動車に備える消火器は、次表において対象運送物品の消火に適応するものとされるものでなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び軽自動車にあつては、当該適応消火器の充填量を②アからオまでに掲げる量とすることができる。</p>
--	---

**【第7章及び第8章において共通】**

対象運送物品	火薬類	危険物									可燃物		高圧ガス		
		第一類		第二類			第三類		第四類	第五類	第六類	可燃性固体類及び可燃性液体類	その他のもの	可燃性ガス	酸素
		アルカリ金属の過酸化物又はこれを含むもの	その他のもの	鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含有するもの	引火性固体	その他のもの	禁水性物品	禁水性物品以外のもの							
適応消火器															
霧状の強化剤を放射する消火器で充填量が8ℓ以上のもの	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○			○
炭酸ガスを放射する消火器で充填量が3.2kg以上のもの				○				○			○				○
一塩化一臭化メタンを放射する消火器で充填量が2ℓ以上のもの				○				○			○				○
二臭化四ふっ化エタンを放射する消火器で充填量が1ℓ以上のもの				○				○			○				○
消火粉末を放射する消火器	りん酸塩類等の充填量が3.5kg以上のもの		○	○	○			○			○	○	○	○	○
	ナトリウム又はカリウムの重炭酸塩の充填量が3.5kg以上のもの	○		○	○		○	○			○			○	○

備考※1：○印は、当該消火器が当該対象運送物品の消火に適応するものであることを示す。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

※2：りん酸塩類等とは、りん酸塩類、硫酸塩類その他防炎性を有する薬剤をいう。

**【共通部分終了】**

- ② 7-103-1 の自動車 (①に規定する自動車を除く。) に備える消火器は、次に掲げるものであること。
- ア 霧状の強化液を放射する消火器で充填量が 6ℓ 以上のもの
  - イ 炭酸ガスを放射する消火器で充填量が 2.2kg 以上のもの
  - ウ 一塩化一臭化メタンを放射する消火器で充填量が 1ℓ 以上のもの
  - エ 二臭化四ふっ化エタンを放射する消火器で充填量が 0.4ℓ 以上のもの
  - オ 消火粉末を放射する消火器で充填量が 1.8kg 以上のもの
- ③ 7-103-1 の自動車に備える消火器は、①及び②の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。
- ア 消火器は、構造及び性能が消防法第 21 条の 2 第 2 項に規定する技術上の規格に適合するものであること。
  - イ 消火器は、自動車の走行中の振動、衝撃等により、損傷を生じ又は作動するものでないこと。
  - ウ 消火器は、使用に際して容易に取外しができるように取付けたものであること。
  - エ 消火器は、次の場所に備えたものであること。
    - (ア) 火薬類を運送する自動車及びこれを牽引する牽引自動車にあつては、見張人の使用に便利な場所
    - (イ) (ア) に掲げる自動車以外の自動車にあつては、運転者、運転者助手、車掌、見張人又は取扱人の使用に便利な場所
- ④ 消火器の技術上の規格を定める省令 (昭和 39 年自治省令第 27 号) 第 38 条第 3 項の規定による表示がなされているものは、③ア及びイの基準に適合するものとする。

**7-103-3 欠番**

**7-103-4 適用関係の整理**

- (1) 昭和 45 年 5 月 31 日以前に製作された自動車 (7-103-1①から⑤までに掲げる自動車 (③及び⑤に掲げる自動車にあつては、可燃性固体類及び可燃性液体類の可燃物のみを運送するもの及びこれらを牽引する牽引自動車に限る。) を除く。) については、7-103-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 55 条第 1 項関係)
- (2) 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車であつて、アルキルアルミニウム類を運送するものについては、7-103-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第 55 条第 2 項関係)

**7-103-5 従前規定の適用①**

昭和 45 年 5 月 31 日以前に製作された自動車 (7-103-1①から⑤までに掲げる自動車 (③及び⑤に掲げる自動車にあつては、可燃性固体類及び可燃性液体類の可燃物のみを運送するもの及びこれらを牽引する牽引自動車に限る。) を除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 55 条第 1 項関係)

**7-103-5-1 装備要件**

自動車 (7-103-1①から⑤までに掲げる自動車 (③及び⑤に掲げる自動車にあつては、可燃性固体類及び可燃性液体類の可燃物のみを運送するもの及びこれらを牽引する牽引自動車に限る。) を除く。) には、消火器を備えなければならない。(保安基準第 47 条第 1 項関係)

**7-103-5-2 性能要件 (視認等による審査)**

自動車 (7-103-1①から⑤までに掲げる自動車 (③及び⑤に掲げる自動車にあつては、可燃性固体類及び可燃性液体類の可燃物のみを運送するもの及びこれらを牽引する牽引自動車に限る。) を除く。) に備える消火器は、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 47 条第 2 項関係、細目告示第 71 条第 2 項関係、細目告示第 149 条第 2 項関係)

- ② 8-103-1 の自動車 (①に規定する自動車を除く。) に備える消火器は、次に掲げるものであること。
- ア 霧状の強化液を放射する消火器で充填量が 6ℓ 以上のもの
  - イ 炭酸ガスを放射する消火器で充填量が 2.2kg 以上のもの
  - ウ 一塩化一臭化メタンを放射する消火器で充填量が 1ℓ 以上のもの
  - エ 二臭化四ふっ化エタンを放射する消火器で充填量が 0.4ℓ 以上のもの
  - オ 消火粉末を放射する消火器で充填量が 1.8kg 以上のもの
- ③ 8-103-1 の自動車に備える消火器は、①及び②の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。
- ア 消火器は、構造及び性能が消防法第 21 条の 2 第 2 項に規定する技術上の規格に適合するものであること。
  - イ 消火器は、自動車の走行中の振動、衝撃等により、損傷を生じ又は作動するものでないこと。
  - ウ 消火器は、使用に際して容易に取外しができるように取付けたものであること。
  - エ 消火器は、次の場所に備えたものであること。
    - (ア) 火薬類を運送する自動車及びこれを牽引する牽引自動車にあつては、見張人の使用に便利な場所
    - (イ) (ア) に掲げる自動車以外の自動車にあつては、運転者、運転者助手、車掌、見張人又は取扱人の使用に便利な場所
- ④ 消火器の技術上の規格を定める省令 (昭和 39 年自治省令第 27 号) 第 38 条第 3 項の規定による表示がなされているものは、③ア及びイの基準に適合するものとする。

**8-103-3 欠番**

**8-103-4 適用関係の整理**

7-103-4 の規定を適用する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>① 自動車に備える消火器は、主消火剤が次に掲げるものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 充填量が1ℓ以上の四塩化炭素であるもの</li> <li>イ 充填量が1kg以上の炭酸ガスであるもの</li> <li>ウ 充填量が0.3ℓ以上の一塩化一臭化メタンであるもの</li> <li>エ 充填量が0.2ℓ以上の二臭化四ふっ化エタンであるもの</li> <li>オ 充填量が1.5kg以上の粉末消火薬剤であるもの</li> </ul> <p>② 自動車に備える消火器は、①の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 消火器は、構造及び性能が消防法第21条の2第2項に規定する技術上の規格に適合するものであること。</li> <li>イ 消火器は、自動車の走行中の振動、衝撃等により、損傷を生じ又は作動するものでないこと。</li> <li>ウ 消火器は、使用に際して容易に取外しができるように取付けたものであること。</li> <li>エ 消火器は、運転者、運転者助手、車掌、見張人又は取扱人の使用に便利な場所に備えたものであること。</li> </ul> <p>③ 消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第38条第3項の規定による表示がなされているものは、②ア及びイの基準に適合するものとする。</p>	
<p><b>7-103-6 従前規定の適用②</b></p>	
<p>昭和48年11月30日以前に製作された自動車であって、アルキルアルミニウム類を運送するものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第55条第2項関係）</p>	
<p><b>7-103-6-1 装備要件</b></p>	
<p>アルキルアルミニウム類を運送する自動車には、消火器を備えなければならない。（保安基準第47条第1項関係）</p>	
<p><b>7-103-6-2 性能要件（視認等による審査）</b></p>	
<p>アルキルアルミニウム類を運送する自動車に備える消火器は、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第47条第2項関係、細目告示第71条第2項関係、細目告示第149条第2項関係）</p>	
<p>① 自動車に備える消火器は、次のいずれかの消火器でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 霧状の強化剤を放射する消火器で充填量が8ℓ以上のもの</li> <li>イ 炭酸ガスを放射する消火器で充填量が3.2kg以上のもの</li> <li>ウ 一塩化一臭化メタンを放射する消火器で充填量が2ℓ以上のもの</li> <li>エ 二臭化四ふっ化エタンを放射する消火器で充填量が1ℓ以上のもの</li> <li>オ 消化粉末を放射する消火器であってりん酸塩類等（りん酸塩類、硫酸塩類その他防炎性を有する薬剤をいう。）の充填量が3.5kg以上のもの</li> </ul> <p>② 自動車に備える消火器は、①の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 消火器は、構造及び性能が消防法第21条の2第2項に規定する技術上の規格に適合するものであること。</li> <li>イ 消火器は、自動車の走行中の振動、衝撃等により、損傷を生じ又は作動するものでないこと。</li> <li>ウ 消火器は、使用に際して容易に取外しができるように取付けたものであること。</li> <li>エ 消火器は、運転者、運転者助手、車掌、見張人又は取扱人の使用に便利な場所に備えたものであること。</li> </ul> <p>③ 消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第38条第3項の規定による表示がなされているものは、②ア及びイの基準に適合するものとする。</p>	